

令和8年3月27日

お知らせ

令和8年10月1日から 家庭系ごみの使用料を改定します。

改定の内容

区分	使用料	
	改定前	改定後
家庭系一般廃棄物	100 キログラムを超える 10 キログラムにつき 50円	30 キログラムを超える 10 キログラムにつき 100円

※30キログラム以下のときは無料とする。

改定の理由

家庭系一般廃棄物の使用料は、平成26年度の改定以来据え置かれておりましたが、前回の改定から11年が経過しており、廃棄物の処理に係る費用負担の適正化を図るため、使用料の改定を行います。

ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ先

衣浦衛生組合（クリーンセンター衣浦）

☎（0566）41-3479